

## 愛知県環境影響評価審査会衣浦港3号地廃棄物処分場部会会議録

### 1 日時

平成18年7月3日(月)

午後3時から午後4時15分まで

### 2 場所

愛知県自治センター 4階 大会議室

### 3 議事

(1) 部会長及び部会長代理の選任について

(2) 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

(3) その他

### 4 出席者

(1) 委員

岩田委員(部会長)、梅村委員、清水委員、坂東委員、吉村委員(以上5名)

(2) 事務局(愛知県)

(環境部)岩淵技監

(環境活動推進課)山本課長、猿渡主幹、酒井主任主査、平野主査、  
藤田技師、関本技師

(大気環境課)近藤主査

(水地盤環境課)吉田技師

(自然環境課)西野課長補佐

(資源循環推進課)伊藤主任主査、杉本主任主査

(3) 事業者

(財団法人愛知臨海環境整備センター)

田村常務理事、浅野課長、藤野課長、豊田課長補佐、谷口主査、  
石原技師

### 5 傍聴人等

傍聴人3名、報道関係者なし

## 6 会議内容

### (1) 開会

### (2) 議事

#### ア 部会長及び部会長代理の選任について

- ・ 部会長について、梅村委員から岩田委員の推挙があり、互選により選任された。また、岩田部会長の指名により、北田委員が部会長代理に選任された。

#### イ 衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書について

- ・ 会議録の署名について岩田部会長が、梅村委員と清水委員を指名した。
- ・ 事務局より、「衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」及び資料1(衣浦港3号地廃棄物最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書における調査及び予測の手法のまとめ)により、方法書の概要について説明があった。また、資料2(環境影響評価の項目及び調査・予測に関する主な住民意見の概要)、資料3(前回審査会(平成18年6月16日)における指摘事項及びその対応)についても、事務局が説明した。

#### < 質疑応答 >

【坂東委員】 方法書12ページ、17ページに記載されている臨港道路について、臨港道路ができるから247号を通らないとのことだが、工事の予定はどうなっているのか。

【事務局】 処分場の運用を開始するまでには整備される予定である。

【坂東委員】 11ページの下注に「本書の環境影響評価の対象に含まれない。」とあるが、この臨港道路ができるという前提でアセスが進められていると考えていいのか。

【事務局】 その前提で進めている。

【坂東委員】 万一道路ができなかった場合はどうなるのか。

【事務局】 できる前提であり、臨港道路を整備する県も努力している。

【坂東委員】 前回、現地に行ってみて痛感したことだが、247号の東側は工業用地ではあるが、アパート、社員寮、コンビニ等並んでいたのだから、あの道路を(搬入車両が)通ることになれば、住んでいる人には耐えられないことだと思う。臨港道

路は必ずできるという前提なのか。

【事務局】 臨港道路の南進については、県が平成 22 年を完成目標に予算化等進めている。その面では、処分場よりも道路のほうがかなり先行しているはずである。

【坂東委員】 道路が完成しなければ、処分場の供用開始を遅らせるわけにはいかないのか。

確かに、道路は愛知県、処分場は第 3 セクターということはあるが。

【事務局】 県には、処分場の供用開始を遅らせる権限は持っていないのでその約束はできない。

【坂東委員】 排水は旭硝子の排水と一緒に排出されるのか。その場合、アセス上の予測等はどうなっているのか。旭硝子の排水も含むのか、含まないのか。

【事務局】 原則論から言えば、事業実施による影響を予測することが事業者の責任範囲であろうが、同じ排出口で併せて排出される計画であるので、予測でその点が考慮されるよう検討していく必要がある。

【坂東委員】 現地を見たところ、現在の旭硝子の排水は問題ないようであったので、ぜひ合算した排水についての評価も考えてほしい。

【清水委員】 建設用の車両の内訳はどうなっているのか。護岸工事はすべて船でやるのか。

【事務局】 詳細については準備書の段階で明らかにされるが、護岸の工事については基本的に海上から船で行う。なお、陸上側の工事として想定されるのは、13 ページの図にあるように進入道路の工事と付帯施設を造る工事である。工事用車両の台数等についてはまだ決まっていない。

【清水委員】 工事用車両は臨港道路が使えず、247 号を使うので気になったのでお聞きしたが、ほとんど海上輸送で行うとの理解でいいのか。

【事務局】 現段階では、資機材の輸送は大部分が海上輸送からとなる計画である。

【吉村委員】 新舞子のアセックの処分場は、悪臭もなく、きれいであると思った。ただ、廃棄物をそのまま荷台から埋立場所に落としていたので、その際に粉塵が舞い上がって大気を汚染したり、海を汚染したりするということはないのか。

- 【事業者】 料金所までの道路の状況を見ていただければわかると思うが、埃もなく、そのような問題はない。ただし、実際の運用として、6 m / s 以上の強風時には、廃プラ等が舞い上がらないように、受入を中止するなどの対策はとっている。衣浦3号地でも同様の対策をとるつもりである。
- 【吉村委員】 プラスチック等を埋めているようだが、環境ホルモン等についての調査はしているのか。
- 【事業者】 排水中のダイオキシン類については調査をしているが、国が、内分泌かく乱化学物質いわゆる環境ホルモンによる環境汚染は科学的には未解明な点が多く残されているとしており、内分泌かく乱化学物質いわゆる環境ホルモンについての調査は行っていない。
- 【事務局】 なお、新舞子のアセックの処分場では廃プラスチックは一旦陸地となった場所に埋めているので、常に水にさらされているわけではない。衣浦港3号地でも同様の計画である。また、有害物質を含むものは受け入れないという計画なので、これまで事業者においてもその測定は行っていない。
- 【坂東委員】 スナメリについてはどういった調査をするのか。体内蓄積の調査を行うのか。
- 【事務局】 方法書には環境ホルモン等の体内蓄積物質までは調査する予定については記述がないが、207ページにあるように生息状況について調査する予定である。
- 【坂東委員】 処分場の排水基準はあるのか。
- 【事務局】 150ページに一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場の排水基準等について記載されている。
- 【坂東委員】 蓄積については、どうなのか。
- 【事務局】 放流水が一定の基準に適合しているかどうかで判断している。現段階では、県が環境中のダイオキシン濃度や環境ホルモン濃度について継続して調査している状況で、事業者はその判断をさせる状況ではない。
- 【岩田部会長】 住民の意見については、準備書に反映されると考えていいのか。
- 【事務局】 住民意見を踏まえて、調査地点等を変更することもあるだろうし、変更しなくとも住民意見に対する事業者の考え方については準備書に記載される。

- 【清水委員】 住民意見にも指摘があるが、アセス以前の計画内容について、もう少しわかりやすく整理してほしい。例えば、浚渫土砂はどうなるのか、あるいは埋立量と排出量の整合性がとれてないという指摘があるので、準備書の段階で明らかにしてほしい。
- 【事務局】 準備書では住民意見に対してどうするのかということも述べるし、準備書の段階になれば、構造等の問題も含めてもう少し詳細な内容について審査会でもご報告できるかと思う。方法書は、事業の実施による影響をどのように調査・予測していくかの方法を示していくもので、現段階ではまだ大まかなものである。
- 【坂東委員】 参考資料1の18ページの住民意見について、(2)その他のアのところ、「武豊の海をごみ捨て場にすることに反対です。」とある。これでは家庭ごみをそのまま持ってきて捨てられるというようなイメージをもたれているのである。住民説明会等でどんな説明がされたかわからないが、実際は焼却灰が搬入されるにもかかわらず、自分が捨てたごみがそのまま埋められるような認識を持たれているということである。
- そして、もう一点。ごみといえはすぐ悪臭ということが頭に浮かぶのであるが、現在埋立処分を行っている新舞子のアセックの処分場では、本当に思ったより悪臭はなかった。伝えるべきことがまだ伝わっていないのだと思った。どうしても総論賛成、各論反対のところはあると思うが、もう少し住民の理解が得られるよう努力が必要であろう。
- 【事務局】 この事業については、当初県が武豊町へ説明に行き、住民に対しても一般廃棄物の焼却残さが搬入されることは説明をしてきている。その後、方法書の縦覧中にも事業者により5回説明会が行われており、この場には県の資源循環推進課も同席して、一般廃棄物を燃やしたものということについて説明している。しかし、このような意見が出るということは、不十分だったところもあったかと考えている。今後も説明の機会をつくっていただくよう事業者をお願いしたい。
- 【坂東委員】 説明していないと非難しているわけではない。この段階でこうした意見が出てくることに、ある意味で残念だと思

ったのである。

【岩田部会長】 意見も出尽くしたようであるので、今までに出た意見について、事務局で取りまとめていただきたい。

ウ その他

・ 特にない旨、事務局が発言した。

(3) 閉会